

### 1. 実験概要、留意すべき項目

- 市道末広町線(末広町商店街通り)において、車道空間の制限により生み出された歩行空間の利用方法について検証するとともに、歩行者及び自転車、自動車交通への安全性と走行性等の影響・効果を分析し、今後の整備方針を検証する。
- 歩行者中心の空間の再構築、賑わいや魅力の創出等、他地域の参考となる実験となっていること。

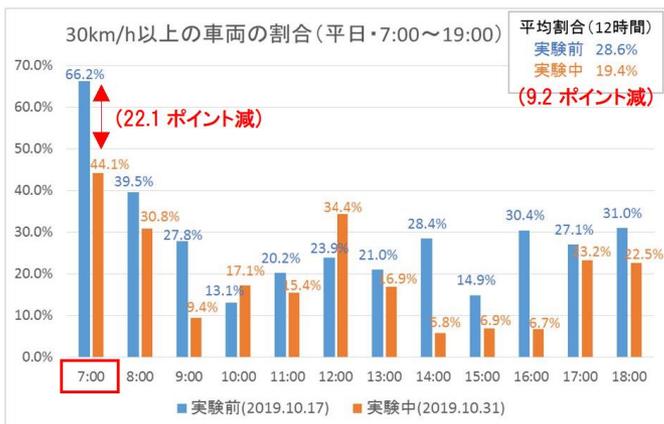
### 2. 実験内容、実験結果

【安全で安心して歩ける道路空間の創出】

- ① 終日一方通行化
- ② 車道部スラローム化⇒自動車の走行速度低下、バスの定時運行に支障なし
- ③ スラロームふくらみ部の一時的停車、荷捌きの実施⇒路上駐停車減少、荷捌きに問題なし
- ④ 歩行空間の確保⇒安全性向上、歩行空間が狭い
- ⑤ スラロームふくらみ部でのイベント実施



スラロームの状況



自動車走行速度、実験前後の比較



ふくらみ部の駐停車状況

社会実験のための  
**末広町通り**  
**交通規制のお知らせ**

ひと優先の歩いて楽しい商店街

共有共栄の道、おたがいさまとおもてなしの末広町通りへ

宮古市では、歩いて楽しいまちづくりをキーワードに、中心市街地の魅力向上を目指しています。その一環として、中心部の末広町通りでは、車両の通行を抑制して、安全で安心して歩ける道路空間を創出する社会実験を実施し、その効果や影響を検証します。

規制期間 **令和 10月26日(土)7時~11月3日(日)17時**

規制位置図

注意事項・お願い

- 社会実験期間中は、末広町通りの幅が狭くなっています。車で通行する際は、スピードを落とし、安全な走行をお願いします。
- 社会実験期間中は、20時以降は一方通行となるため、ご注意ください。

社会実験に関するWEBアンケートにご協力をお願いします。

QRコードをスマートフォン等で読み取り、アクセスしてください。

http://www.city.yagi.iwate.jp/traffic/experiment/

●主催 宮古市 ●お問い合わせ先 宮古市都市整備部都市計画課 TEL (0193) 68-9108

社会実験広報チラシ

### 3. 意見と検討、対応方針

意見	意見に対する検討、対応方針
末広町商店街は、空き店舗も少なく、商店構成も多様なため非常に良い商店街が形成できていると感じた。市道末広町線に並行して流れる山口川沿いの空間を工夫することで、素晴らしい空間になると考えられる。	整備に向け、今後も地元商店街と意見交換を重ねるとともに、山口川沿いの空間活用についても検討を進めていく。

### 4. 本格実施に向けた課題、今後の取り組み予定

課題	対応方針
社会実験中は、終日一方通行としていたが、逆走車が3台確認された。	一方通行の標識等をより分かりやすく掲示し、来訪者に一方通行を理解してもらう。
スラロームに沿って蛇行する車に対して、歩行者から歩道側に向かって車が接近してくるので危険を感じるという意見があった。	歩行空間を最大で2.5mに拡幅するとともに、車道の両端に0.5mの緩衝帯を設ける案に変更する。 スラロームの線形が緩くなり、速度抑制効果が減少することから、視覚的な速度抑制効果(イメージハンプ)を講じる。
アンケートの結果、スラロームふくらみ部での荷捌きに支障はないとの結果が得られたが、ふくらみがない箇所における一時停車、荷捌きについては課題がある。	街路空間の整備に合わせて、スラロームふくらみ部での一時停車や店舗ごとの荷捌きのルールについて地元と意見交換をかさね検討していく。状況に応じて、周辺駐車場の活用も視野に入れ、検討を進める。
アンケートの結果、「歩行空間が狭い」といった意見が多く寄せられた。	歩行空間を最大で2.5mに拡幅するとともに、車道の両端に0.5mの緩衝帯を設ける案に変更する。 さらに、既設電線類を地中化し歩行空間を最大限確保する。
アンケートの結果、フレキシブルゾーンの活用について「やや不満」～「不満」が62%となり、安全性に不満があるといった回答が多く寄せられた。	交通解放を行いながらのイベントについては、安全性を確保した上で実施する。

## 5. 今後のスケジュール

- 令和2年度: 用地測量、詳細設計
- 令和2～5年度: 地元(住民、自治体、商店街)との合意形成
- 令和3～5年度: 施工
- 令和6年度以降: 供用開始

## 6. 制度改正、マニュアル作成、全国展開に向けた提案

- 歩行者と車両の距離によっては、歩行者が危険や恐怖を感じることもあるため、スラローム線形は、社会実験を行い、検証結果、アンケート結果をもとに、地元住民とよく話し合い、それぞれの道路の実状に応じて決定していくことが必要である。
- 車道と歩行空間との境界を明示するための仮設ラインは、テープ式では接着力を失いはがれやすいことから、天候の影響を受けないペイント式を採用することが望ましい。
- 現行の道路占用制度では、ストリートファニチャー(ベンチ、テーブルなど)を道路上に置く場合、歩道上への設置を条件としている。本路線には歩道がないが、警察の理解により道路使用許可により、イベント実施時のみ設置を認めてもらった。同様のイベントを行う際は、地元、警察と密に協議を行い、安全性を確保した上で実施することが望ましい。